

令和元年五月二十八日受領
答弁第一七三号

内閣衆質一九八第一七三号

令和元年五月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出副大臣、大臣政務官の「在京当番」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出副大臣、大臣政務官の「在京当番」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」（平成十五年十一月二十一日閣議了解。以下「閣議了解」という。）においては、緊急事態に備える観点から、「各閣僚が東京を離れる場合には、あらかじめ副大臣（内閣官房副長官を含む。）又は大臣政務官が代理で対応できるよう、各省庁等において調整しておく」こととしているところ、各閣僚が所属する省庁等においては、閣議了解に従った対応ができるよう、それぞれ必要な調整を行っており、例えば、文部科学省を含む複数の省庁等においては、閣僚の代理として対応することとなる者は、当該省庁等があらかじめ決めた時間内に閣議了解に定める場所に参集することができる範囲に所在することとする旨の調整を行っているところである。

各省庁等においては、閣議了解に従った対応ができるよう、それぞれ適切に運用を行っており、第四次安倍改造内閣が発足した平成三十年十月二日以降について調査した限り、それぞれにおいて調整した内容と異なる運用がなされた事実を把握していない。

三について

政府としては、危機管理に万全を期することが重要であるとの認識の下、閣議了解に従って適切に対応しているところであり、現時点において御指摘のような必要があるとは考えていない。